

日本語

- 伊藤由樹子・鈴木亘, 2003, 「奨学金は有効に使われているか」データアーカイブ研究センター『全国大学生生活協同組合連合会「学生生活実態調査」の再分析(1991年～2000年)』Vol.58, 86-96頁。
- 市川昭午, 1975, 『教育行政の理論と構造』教育開発研究所。
- 市川昭午, 2001, 「高等教育費拡充の必要性と可能性」文部科学省科学研究費補助金最終報告書『高等教育政策と費用負担—政府・私学・家計』(研究代表者 矢野眞和), 1-20頁。
- 犬塚典子, 2006, 「ユニバーサル・アクセスと経済格差—アメリカ学生経済支援政策の構造と課題—」日本教育学会編『教育学研究』目黒書店, Vol.73, No.4, 41-53頁。
- 浦田広朗, 2007, 「奨学金と大学生の経済生活」『大学と学生』時評社, No.47, 22-29頁。
- 王傑, 2008, 『中国高等教育の拡大と教育機会の変容』東信堂。
- 王帥, 2011, 「中国における大学生への経済支援制度—地方A大学の事例—」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第50巻, 101-110頁。
- 王帥, 2013a, 「中国における大学生経済支援の先行研究のレビュー」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第52巻, 307-316頁。
- 王帥, 2013b, 「中国における貸与奨学金の効果—高校生の進学選択に着目して—」『大学経営政策研究』第3号, 37-52頁。
- 大塚豊, 2007, 『中国大学入試研究:変貌する国家の人材選抜』東信堂。
- 金子元久, 1987, 「教育機会均等の理念と現実」日本教育社会学会編『教育社会学研究』東洋館出版社, 第42集, 38-50頁。
- 金子元久, 1988, 「高等教育機会の選択と家庭所得—選択モデルによる規定要因分析—」広島大学大学教育研究センター『大学論集』第18集, 101-126頁。
- 金子元久・小林雅之, 2000, 『教育の政治経済学』放送大学教育振興会。
- 喜多村和之, 2000, 『高等教育と政策評価』玉川大学出版部。
- 楠山研, 2010, 『現代中国初中等教育の多様化と制度改革』東信堂。
- 小黒一正・渡部大, 2008, 「1999年奨学金制度改革とそれ以降の効果分析」財務省財務総合政策研究所。
- 小林雅之・濱中義隆・島一則, 2002, 『学生援助制度の日米比較』文教協会研究刊行成果報告書。
- 小林雅之, 2008, 『奨学金の社会・経済効果に関する実証研究』東京大学大学総合教育研究センター。
- 小林雅之, 2009, 『大学進学の手機—均等化政策の検証』東京大学出版会。
- 小林雅之編著, 2012, 『教育機会均等への挑戦—授業料と奨学金の8カ国比較—』東信堂。
- 黄福涛, 2009, 「中国(1)」文部科学省先導的の大学改革推進経費による委託研究報告書『ACTS(ASEAN Credit Transfer System)と各国の単位互換に関する調査研究』(研究代表者 堀田泰司), 23-37頁。
- 島一則, 2008, 「日本学生支援機構の奨学金に関わる大学教育投資の経済的効果とコスト—ベネフ

- イト分析—大学生を対象とした貸与事業に注目した試験的推計—」小林雅之編著・大総センターものぐらふ『奨学金の社会・経済効果に関する実証研究』東京大学大学総合教育研究センター, No.9, 19-38 頁。
- 末富芳, 2005, 「教育費スポンサーとしての保護者モデル再考—高校生・大学生保護者質問紙の分析から」日本教育社会学会『教育社会学研究』第 77 集, 5-25 頁。
- 銭小英, 1989, 「教育機会均等化の実態と奨学金政策」日本教育社会学会編『教育社会学研究』東洋館出版社, 第 44 集, 101-117 頁。
- 南部広孝, 2009, 『中国高等教育独学試験制度の展開』東信堂。
- 田中敬文, 1989, 「高等教育における「補助」概念について」早稲田大学大学院経済学研究科経済学研究会『経済学研究年報』, 第 29 号, 43-48 頁。
- 日本教育社会学会編, 1986, 『新教育社会学辞典』東洋館出版社。
- 濱中義隆, 2009, 「情報ギャップと高校・大学における金融教育」文部科学省先導的の大学改革委託事業報告書『高等教育段階における学生への経済的支援の在り方に関する調査研究報告書』(研究代表者 小林雅之), 127-140 頁。
- 藤森宏明, 1998, 「学生生活に及ぼす日本育英会奨学金の有効性についての一考察」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第 38 卷, 383-392 頁。
- 藤森宏明, 2001, 「文部省「学生生活調査」からみた日本育英会奨学金の検討課題—「貸与」の是非をめぐる—」『東京大学大学院教育学研究科教育行政学研究室紀要』第 20 号, 93-105 頁。
- 藤森宏明・小林雅之, 2001, 「学費援助が学生生活に与える影響」文部科学省研究費補助金最終報告書『高等教育政策と費用負担—政府・私学・家計』(研究代表者 矢野眞和), 334-377 頁。
- 藤森宏明, 2008, 「奨学金が学生生活に与える影響」小林雅之編著・大総センターものぐらふ『奨学金の社会・経済効果に関する実証研究』東京大学大学総合教育研究センター, No.9, 49-66 頁。
- 藤森宏明, 2009a, 「奨学金拡大政策の帰結—誰が新たに奨学金を受給するようになったのか—」『神奈川大学人間科学年報』神奈川大学, No.3, 50-71 頁。
- 藤森宏明, 2009b, 「奨学金が生活時間におよぼす影響—アルバイトと学習時間に着目して—」文部科学省先導的の大学改革委託事業報告書『高等教育段階における学生への経済的支援の在り方に関する調査研究報告書』(研究代表者 小林雅之), 279-296 頁。
- 藤森宏明, 2012, 「奨学金が学生生活に与える影響」小林雅之編著『教育機会均等への挑戦—授業料と奨学金の 8 カ国比較』, 393-401 頁。
- 古田和久, 2006, 「奨学金政策と大学教育機会の動向」日本教育学会『教育学研究』第 73 卷, 第 3 号, 207-217 頁。
- 古田和久, 2007a, 「教育機会の不平等生成メカニズムの研究」日本教育社会学会大会発表要旨収録 (59), 137-138 頁。
- 古田和久, 2007b, 「教育費支出の動機構造の解明にむけて—教育意識の決定木分析」日本教育社会学会『教育社会学研究』第 80 集, 207-225 頁。

- 丸山文裕, 1994, 「奨学金は機会均等の Panacea か?—アメリカの経験から」『高等教育費の費用負担に関する政策科学的研究』文部科学研究費補助金総合研究 (A) 研究成果報告書 (研究代表者 矢野眞和), 113-122 頁。
- 丸山文裕, 1999, 『私立大学の財務と進学者』東信堂。
- 矢野眞和, 1996, 『高等教育の経済分析と政策』玉川大学出版部。
- 矢野眞和, 1997, 「奨学金の社会経済学」国立情報学研究所『大学と学生』No.388, 10-15 頁。
- 矢野眞和, 2001, 『教育社会の設計』東京大学出版会。
- 矢野眞和, 2007, 「誰が教育費を負担すべきか—教育費の社会学」『IDE—現代の高等教育』IDE 大学協会, No.492, 10-16 頁。

#### 中国語

- 陳明遠, 2006, 『知識分子与人民幣時代』上海文匯出版社。
- 陳曉宇・閔維方, 1999b, 「成本補償对高等教育機会均等的影響」『教育与經濟』1999 年第 3 期, 1-6 頁。
- 陳曉宇・陳良琨・夏晨, 2003, 「20 世紀 90 年代中国城鎮教育收益率的變化与啓示」『北京大學教育評論』Apr., Vol.1, No.2, 65-72 頁。
- 紀宏, 1999, 「高師院校大学生心理素質調查研究及自殺危機干預」『北京師範大學學報 (社会科学版)』1999 年第 1 期, 26-33 頁。
- 焦美芝, 2009, 「淺談国家助学贷款償返風險与防範对策」論文中心 (<http://www.studa.net/>)。
- 哈巍, 2002, 『高等教育機会均等与學生資助』北京大學教育学院修士學位論文。
- 廖娟, 2010, 「人力資本投資風險与教育選擇—基於个体風險態度的研究」『北京大學教育評論』Vol.8, No.3, 150-164 頁。
- 廖茂忠・沈紅, 2007, 「公正訴求—中国學生資助制度百年變遷」2007 年中国教育經濟学年會會議論文『美国福特基金資助項目 (學生貸款回收機制)、及び全国教育科学規劃項目 (高校學生貸款制度實施效益) 研究成果集』5-17 頁。
- 劉溜, 2004, 「国家助学贷款為何大面積停貸」『新聞週刊』2004 年 5 月, 38-39 頁。
- 劉志忠, 2011, 「基於收入差異的我国国家助学贷款還款負擔率的計量研究」『高等教育研究』Vol.28, No.1, 12-17 頁。
- 李慶豪・沈紅, 2004, 「我国大学生資金助政策的優化与重構」『清華大學教育研究』Jun., Vol.25, No.3, 84-89 頁。
- 李文利・閔維方, 2001, 「我国高等教育發展規模的現狀和潛力分析」『高等教育研究』Vol.22, No.2, 27-39 頁。
- 李文利, 2002, 「解決高教經費供求矛盾需要注意的幾個問題」『中国高等教育』2002 年第 6 期, 28-31 頁。
- 李文利, 2004, 「国家助学貸款的理論探討和實証分析」『教育与經濟』2004 年第 2 期, 43-46 頁。
- 李文利, 2006a, 「高等教育私人支出、家庭貢獻与資助需求分析」『教育与經濟』2006 年第 1 期, 14-17

頁。

李文利, 2006b, 「高等教育財政政策对入学機會和資源分配公平的促進」『北京大学教育評論』 Vol.4, No.2, 34-46 頁。

李文利·魏新, 2003, 「論學生資助对高等教育入学機會的影響」『北京大学教育評論』 Vol.1, No.3, 83-89 頁。

李文利, 2001, 「高等教育成本補償政策对社会公平的促進作用」『江蘇高教』 2001 年第 3 期, 54-56 頁。

羅朴尚·宋映泉·魏建国, 2011a, 「中国現行高校學生資助政策評估」『北京大学教育評論』 Jan., Vol.9, No.1, 68-79 頁。

羅朴尚·宋映泉·魏建国, 2011b, 「高中學生对大学成本和學生資助信息的知曉狀況分析—基于对我国西部 41 個貧困县的調研」『教育發展研究』 No.21, 7-13 頁。

沈華·沈紅, 2004, 「我国教育個人收益率研究的回顧与展望」『現代大学教育』 No.5, 92-94 頁。

沈華·沈紅, 2008a, 「国家助学贷款对高等教育個人收益率的影響」『教育与經濟』 Vol.2, 14-17 頁。

沈華·沈紅, 2008b, 「国家助学贷款償還和回收效率的計量分析」『北京大学教育評論』 Oct., Vol.6, No.4, 146-157 頁。

沈華·沈紅·黃維, 2004, 「學生貸款償還負擔的国际比較及我国的實証研究」『比較教育研究』 No.10, 38-43 頁。

沈紅, 2010, 「華中科技大学教育科学研究院學生貸款研究十年評述」『高等教育研究』 Sep., Vol.31, No.9, 65-73 頁。

宋飛瓊, 2009, 「国家助学贷款學生返款負擔率的實証分析」『南陽師範学院學報(社会科学版)』 Vol.8, No.10, 102-106 頁。

孫佳·湯曉俐, 2011, 「我国助学金制度的歷史變遷与分析」『人民論壇』 2010 年第 36 期, 102-103 頁。

魏建国·羅朴尚·宋映泉, 2009, 「家庭背景与就讀大学機會關係的實証研究」『教育發展研究』 2009 年第 21 期, 15-20 頁。

楊钊, 2009a, 「大学生資助对學業發展的影響」『清華大学教育研究』 Oct., Vol.30, No.5, 101-108 頁。

楊钊, 2009b, 「高校學生資助影響因素的多水平分析」『教育學報』 Vol.5, No.6, 80-90 頁。

藏興兵·沈紅, 2011, 「生源地助学贷款規模影響因素研究」『中国人民大学教育學刊』 2011 年第 1 期, 91-105 頁。

藏興兵·沈紅·吳迎春, 2011, 「生源地助学贷款中的政府職能边界」『高教發展与評估』 Vol.27, No.2, 60-67 頁。

占盛麗·雷万鵬·孔繁盛·鐘宇平, 2003, 「香港地区高等教育學生貸款的經驗与啓示」『比較教育研究』 No.154, 23-29 頁。

占盛麗·鐘宇平, 2005, 「中国大陸高中生需求民弃高等教育的實証研究」『民弃教育研究』 No.16, 57-63 頁。

- 鐘一彪・賴東菲, 2005, 「国家助学贷款政策对学生的影響效果分析—廣東省高校国家助学贷款資助效果的評估研究」『中国青年研究』2005年第9期, 60-62頁。
- 鐘宇平・雷万鵬, 2005, 「風險偏好对個人高等教育需求影響的實証研究—於高中生对農業、林業和師範院校需求為例」『高等教育研究』Vol.26, No.1, 19-24頁。
- 鐘宇平・陸根書, 1997, 「成本回收—中国高等教育財政的另類選擇」『上海高教研究』1997年第12期, 39-45頁。
- 鐘宇平・陸根書, 1999, 「收費条件下学生選擇高校影響因素分析」『高等教育研究』Vol.2, 31-42頁。
- 鐘宇平・陸根書, 2003a, 「高等教育成本回收对公平的影響」『北京大学教育評論』Vol.1, No.2, 52-64頁。
- 鐘宇平・陸根書, 2003b, 「中国大学生價格反应行為的基本特徵」『清華大学教育研究』Vol.24, No.2, 35-44頁。
- 河北省人民政府編『河北經濟年鑑』(2008~2011年)。
- 全国資助管理中心編(2012)『中国学生資助發展報告(2007—2011年)』。
- 人民日報出版社編『人民日報』(1952年~2013年)。
- 中国教育部編『中国教育報』2006年版, 2009年版。
- 中国青年報社編『中国青年報』(2013年)。
- 中華人民共和国国家統計局編『中国統計年鑑』(1989年~2013年), 中国統計出版社。
- 中華人民共和国国家教育委员会計劃建設司編『中国教育統計年鑑』(1991年~2010年), 人民教育出版社。
- 中華人民共和国国家統計局編(2011)『2010年第六次全国人口普查主要数据公報』。



## 第11章 学生支援の新しい制度設計に向けて

小林雅之

ここでは、これまで見てきた学生への経済的支援の現状分析と各国の学生支援制度を日本の学生支援制度と対比することにより、高等教育進学時の家計の教育費負担を軽減する方策について、さらには日本の学生への経済的支援のあり方に関するインプリケーションを提示する。

### 1. 給付奨学金と授業料減免制度

学生への経済的支援制度の第一の特徴は、授業料免除、給付奨学金、学資ローン、教育減税など、様々な学生支援制度があり、多様性があることである。また、学生支援の主体も中央政府・地方政府・民間団体・高等教育機関など多様である。日本の場合にも、日本学生支援機構奨学金だけでなく、地方自治体や民間奨学団体の学生への経済的支援制度がある。また、支援の方法についても、授業料免除や、大学独自奨学金、国の教育ローンなど多様な奨学金や扶養者特定控除などの教育減税制度がある。

しかし、各国の学生への経済的支援と日本のそれと最も異なるのは、学士課程の学生に対する給付奨学金がないことである。実質的には給付奨学金に相当するのは、授業料減免である。また、日本学生支援機構の奨学金についても、学士課程の学生の奨学金には返還免除もない。こうした点は、各国とも、特定の職業たとえば、公共性の高い定収入の職業に一定期間従事した場合に、返還免除制度を持っており、わが国でも給付奨学金や返還免除の導入を検討すべきであろう。

わが国でも貸与型奨学金が大幅に拡大し、滞納問題が深刻化している。また、返済の負担を恐れて貸与奨学金を借りないというローン回避あるいは負債回避が、英米などでは大きな問題となっている。奨学金は教育の機会を拡大するためのものであるが、奨学金を必要とする低所得層が将来の返済の負担を恐れてローン回避をするのであれば、奨学金が本来の役割を果たせなくなるからである。日本でも、ローン回避傾向があることは、本調査でも確認できた。その意味でも奨学金は給付型が望ましい。しかし、給付奨学金は渡しきりであり、財源が問題となる。このように、財源と望ましい奨学金のタイプとは相克する関係にあり、その矛盾を克服する政策・戦略が求められている。

問題なのは、高等教育機関が十分な学生への経済的支援なしに単に授業料を値上げしたり、優秀な学生獲得のためにメリットベースの大学独自奨学金を拡充すれば、負担能力に乏しい家計は進学を諦めるか、学費の安い教育機関（短期大学・専門学校など）や生活費の安い自宅通学できる教育機関に進路を変更する可能性が高まることで、教育機会の均等が脅かされることである。これは進学か非進学かのアクセスの問題に対して、チョイスの問題と呼ばれている。そのような格差の拡大が生じている可能性が高いことは、本調査の結果で示した通りである。有為な人材が進学できないのは、その個人にとっても損失だが、社会にとっても大きな損失である。このため、

多くの国では教育機会の均等を達成するために、給付奨学金を充実させている。このように、教育機会の均等を実現するのは、国としての大きな政策課題である。しかし、わが国では、学士課程学生に対するニードベースのみの公的給付奨学金制度はなく、早急な対応が求められる。

国の施策としては、日本学生支援機構の奨学金事業の他に、授業料減免制度がある。授業料減免制度は実質的には給付奨学金とほぼ同じ役割を果たしている。しかし、その内容は、設置者で大きく異なっている。国立大学については、授業料減免は約 294 億円であるのに対して、私立大学に対しては、私立学校共済・振興事業団を通じた約 81 億円が補助されている（平成 26 年度予算）。私立大学に対する補助が国立大学に対して少額であるだけでなく、2 分の 1 補助のため、私立大学はこの補助を受けるためには 2 分の 1 の負担をしなければならない。なお、公立大学については、地方交付税の算定にあたり、授業料収入の 11.5%分を授業料減免等に係わる欠損分として、考慮している。平成 25 年度で約 35 億円と推定されている。すべての公立大学に授業料減免制度は設けられているものの実際の運用は各公立大学の規定、基準によって異なる。

もう一つの問題は、私立大学の場合、大学・学部等によって授業料が異なるため、授業料減免の額も異なるという問題である。文部科学省が今年度から検討を進めている「学生への経済的支援の在り方に関する検討会」は、8月の「中間まとめ」の中で、この点にふれ、授業料減免の在り方を整理することを提唱している。会議の中では、先にふれた授業料減免の額が大学・学部によって異なる問題に対する、将来の方向性として、授業料減免を給付型奨学金に統一することも今後の検討課題としている。

このように、個別大学レベルでも国としても、今後授業料だけでなく奨学金を中心とする学生への経済的支援を充実させることは、教育機会の均等のため、早急に対策を講じる必要のある政策課題である。

## 2. 回収スキーム

教育ローンの回収スキームで、日本と大きな相違は、アメリカやイギリスでは、社会保証番号制度があり、これによって奨学生の追跡が容易にできる点である。これは、こうしたシステムがない日本や中国と大きく異なる点である。日本学生支援機構では、奨学生の追跡のため、新たに住民票の提出を義務づけている。しかし、実際の住所と住民票登録住所が異なる場合、住民票登録住所を変更して5年以上経過すると変更前の住民票登録の市役所等から追跡するのはきわめて困難であるという問題がある。

こうしたいわば追跡のためのインフラなしに、これまで国際的にみて高い回収率を保持してきたことは日本の学生支援制度の特質である。しかし、日本学生支援機構奨学金が大幅に拡大する中で、未返済率は少しずつではあるが上昇している。このため、将来の未返済の増加に対して、長期的には、アメリカやイギリスなどの諸外国のシステムを参考にした追跡システムのあり方を検討する必要がある。

これまで見てきたように、イギリスのローンはすべて所得連動型であり、アメリカでも所得連動型ローンについて、一部の連邦ローンに限られているが、積極的な導入が図られている。わが

国でも、英米だけでなくオーストラリアやスウェーデンなどでも導入されている所得連動型ローンの導入について、早急に検討をする必要がある。所得連動型ローンは、これまで述べてきたような回収問題の多くをクリアーできる方法であるといわれている。所得によって返済額や返済猶予が決定されるため、「返せない」と「返したくない」の区別が明確につけられる。また、源泉徴収にすれば、未返済の割合は著しく減少する。また、一定年度後に残りの債務を帳消しにする制度設計をすれば、とりわけ低所得層が、ローン負担を恐れて、ローン回避するという問題に対する解決になるだけでなく、債務を償却することにより債務が累積するという問題も解消できる。

平成 24 年度から日本学生支援機構第 1 種奨学金について、所得連動型返還制度が導入された。しかし、この制度は、所得が 300 万円（税込み）以下では、返還が猶予になるというもので、所得に応じた返済額という本来の所得連動型に比べると不完全なものである。さらに、第 1 種奨学金に限られているだけでなく、申請時の家計支持者（父母共働きの場合は父母の合算額）の所得が 300 万円以下という制限も設けられている。こうした点は今後改善していく必要がある。

しかし、所得連動型返還の導入に際しては、これ以外にも解決すべき課題も多い。最大の課題は、所得の把握であり、これには納税者番号制度が前提になる。これについては平成 29 年度から実施されるマイナンバー制度に合わせて、所得連動型返還を実施するような制度を設計することが構想されている。その場合でも、返還の基準となる所得額について、個人を単位とするのか、家計を単位とするのか、返還猶予の最高所得額をどの程度に設定するか、所得の何パーセントを返還するのかなど、様々な技術的な課題がある。また、高所得が望めない公共性の高い職業に一定期間従事すれば、減免する制度なども合わせて議論する必要がある。

いずれにせよ、現在のように債務が累積するような制度では、いかに強化しようとも日本学生支援機構による回収努力だけでは限界があり、長期的な視点から制度設計の根本的な見直しが必要であろう。

### 3. 利率と手数料

オーストラリアやイギリスのローンは、実質無利子（インフレーション分のみスライド制）である。ただし、イギリスでは 2012 年度から所得に応じた 0 から 3 % の利子を導入した。これに対して、アメリカの連邦政府の無利子ローンは、一部のローンに限られ、しかも在学中のみである。無利子であるのは、政府による利子補給がなされているためであるが、英米とも、利子補給について廃止の主張があり、イギリスでは一部有利子が導入された。これに対して日本学生支援機構の第 1 種奨学金はまったく無利子であることが大きな特徴となっている。インフレ率に連動していない点でまったく無利子である。さらに、第 2 種奨学金の一部で変動金利制が導入されているが、現在のところ市場利率が低いいため、利子は大きな問題となっていない。しかし、将来市場利率が上昇すれば、キャップ 3 パーセントを超えるケースもありうる。こうした点について、どのような制度設計をすべきか、将来を見通した検討がなされる必要がある。

また、アメリカの連邦ローンでは手数料が徴収される。これに対して、日本学生支援機構奨学

金では手数料を徴収していない。利子や手数料収入は、様々な形で学生への経済的支援のために用いられる。日本学生支援機構では独立行政法人として運営費交付金は毎年減額されている。他方、取り扱う奨学金の量は増加しており、臨時の職員等に対応せざるを得ない。つまり、現状の運営で手一杯であり、これ以上の業務拡大は難しい。他方、次の述べるように、学生や保護者に対する情報提供の重要性は今後ますます高まっていく。こうした状況に対して、利子や手数料収入についても、検討すべきであろう。現在の奨学金の総額の大きさからすれば、たとえ 0.1% の利子や手数料でも大きな収入が見込め、これらを情報提供や金融教育などに用いることができよう。

#### 4. 情報ギャップと金融教育

日本の学生支援制度も各国の学生支援制度も、単一のものではなく、公的學生支援制度だけでも多様性を持っている。学生や保護者からみると、個々の条件や選好に応じた選択ができるという利点があり、これを保持するべきであろう。また、学生支援制度に多様性を持たせることは、単一の財源に依存する場合に比べて学生支援の規模を大きくすることにもつながる。

しかし、多様になるにつれ、選択の困難さという問題を生じさせている。この点については、各国とも情報ギャップの問題として、その是正が政策課題となっている。わが国では、この問題について、十分な現状の把握がなされていないが、これらの国々に比べると情報ギャップの問題は大きくないと見られる。しかし、まったくないとは言いきれず、学生や家計あるいは高校や大学などの関係者に対して、十分な情報の提供が不可欠であり、この点で、今後いっそうの努力が望まれよう。

現在、わが国では、在学中の奨学生の異動等にもなる事務手続きの窓口も全て各大学が担っている。この点、オンラインで学生が直接、申込を行うアメリカやイギリスとはまったく異なっている。この点についても、アメリカやイギリスのような統一的なデータベースの運用が望まれる。さらに、アメリカで導入されているような広い意味での金融教育について、わが国でも導入を検討する必要があるだろう。

#### 5. 大学と政府、大学と日本学生支援機構の関連、役割分担の検討

先にデータベースに関連して述べたように、日本とアメリカでは、学生支援について、大学と政府あるいは関連機関の役割分担が大きく異なっている。日本のように奨学生の選考等にある程度の裁量権を持つことには、大学にとって学生募集の面などにおいて一定のメリットがあるだろう。日本学生支援機構にとっても大量の奨学生に対する事務手続きを大学に委託することは、現行の体制においては不可避である。また、奨学制度が単なる教育費負担のためのローンとしてではなく、教育制度の枠組みの中で運用されるべきであるとするならば、学生に日常的に接している大学が、教育的な配慮のもとに運用することの方が望ましいのは当然であろう。この点では、中国の大学は、学生の生活を見守り、必要な学生支援を行うという体制が作られている。また、ローンの回収に関しても、大学は積極的に関与することになっている。こうした点も参考にならう。

学生支援制度の運用における大学の役割のうち、日本とアメリカで大きく異なっている点として、アメリカでは奨学金のうち授業料相当分については、直接、大学に交付されることがあげられる。日本学生支援機構の奨学金では、奨学生個人に対して支給されている。大学に対して奨学金を一括して交付することにより、事務処理上の効率が改善されるのかどうかは不明であるが、少なくとも形式的には奨学金が授業料に充当されていることは明らかであるので、社会に対するアカウントビリティーの面では透明性が高い方法であるといえる。

他方、現在の教育機関は、日常の業務だけで手一杯であり、これ以上の負担を求めるのは難しいという意見もある。高校の進路指導や大学の奨学金窓口でもこれ以上の対応を求めるのは、できないことを強いるという批判もある。

現在では、オンラインによる教育機関を通じない申込等も技術的には可能である。なにより日本学生支援機構の独立行政法人化により、学生支援制度についても「事業性」が要請されるようになった。もちろんこのことは法人化された国公立大学にも当てはまるし、18歳人口の減少期にあって経営難がいわれる私立大学も同様である。こうした点を考えると、大学が奨学金事業に関して、どのように関与していくか、大学と日本学生支援機構の役割分担について、一考の余地はあろう。

## 6. 教育費負担の問題

高等教育費の私的負担をローンによって賄うことは、結果的に費用の負担者を親（世代）から本人（子世代）に移行することになる。もちろん、本人がローンを返済することが前提ではあるが。そもそもわが国では、教育費は親が負担するという規範が強い。ところが少子高齢化が著しく進行すれば、親世代自らの老後の支出増大への不安を考えたとき子の教育費の負担が重くのしかかってくる。とりわけ学士課程段階で給付奨学金はないため、とりわけ低所得層にとって負担は大きい。少子高齢化の趨勢が今後も大きく変わるとは考えられず、年金等の社会保障システムに対する信頼が揺らいでいることから、遠からず世代間での教育費負担の問題に直面することになるであろう。こうした問題は、すでに奨学金の貸与を受けている低所得者層だけにとどまらず、現在は何とか費用を負担できている所得階層にまで及んでくる可能性もある。

もちろん、現状で教育費の負担を親世代から子世代へ移行するとなれば、現在の子世代（移行期の世代）にとっては過度な負担となることは明らかである。したがって早急にこうした動きが生じるとは考えにくい、いずれどこかの時点で真剣に検討することは避けられないように思われる。その際、過度な負担がかかる層に対する緩衝策・セーフティーネットとして政府に期待される役割は小さくない。以上のように、教育費の負担をめぐる議論は、学生への経済的支援の在り方に関する問題をこえて、重要な社会政策上の論点に関わっている。

このように、学生への経済的支援の問題は、「高等教育の費用は誰が負担すべきなのか」ということに繋がっている。さらに、この問題は、「高等教育の受益は誰なのか」という問題にも繋がっている。家計あるいは学生の選択に依存した仕組みを強化することは、同時に高等教育の受益者は個人であり、私的負担が当然だという風潮をも強化することになる。しかし、高等教育

の成果に外部性が存在する場合、費用を私的負担に強く依存すると、社会全体での最適水準よりも低い資金の投入水準に止まる傾向にある。将来的な収益に応じて一部の専攻分野に学生が集中するなど専攻分野間で需要の不均衡が発生するといったことも考えられる。

高等教育の成果は教育を受けた本人だけではなく、広く社会に還元されるものであるとするならば、費用の負担者もある程度、多元化しているべきである。こうした観点からの学生支援制度の多様化が図られることが望ましいのではないかと考えられる。いずれにしても、こうした観点から教育費負担の問題が高等教育政策の最重要課題となると考えられ、早急な検討が求められよう。

高等教育機関への進学時の家計負担に関する調査研究検討委員会  
委員名簿

□五十音順

岩田 弘三	武蔵野大学人間科学部教授
浦田 広朗	名城大学大学学校づくり研究科教授
王 傑	日本学術振興会特別研究員
小林 雅之	東京大学大学総合教育研究センター教授
島 一則	広島大学高等教育研究開発センター准教授
白川 優治	千葉大学普遍教育センター准教授
日下田 岳史	日本学術振興会特別研究員
藤森 宏明	北海道教育大学旭川校准教授
朴澤 泰男	一橋大学大学研究センター講師
谷田川ルミ	芝浦工業大学工学部准教授
吉田 香奈	広島大学教養部准教授
劉 文君	東洋大学 I R 室准教授、 東京大学政策ビジョン研究センターシニアリサーチャー

(オブザーバ)

王 帥	東京大学大学院教育学研究科
黄 文哲	東京大学・政策ビジョン研究センター技術補佐員
田村 恵	上智大学大学院総合人間科学研究科
張 燕	東京大学大学院教育学研究科
中野啓太	東京大学大学院教育学研究科
濱中 義隆	国立教育政策研究所総括研究官
山口 晶子	上智大学大学院総合人間科学研究科・聖徳大学非常勤講師
楊 瞳	東京大学大学院教育学研究科



平成 25 年度文部科学省委託事業

「高等教育機関への進学時の家計負担に関する調査研究」執筆者一覧

- 第1章 調査研究の概要 (小林雅之)
- 第2章 教育費負担とアルバイト (岩田弘三)
- 第3章 学生への経済的負担の実態—多様化する制度に着目して— (藤森宏明)
- 第4章 学生・生徒の授業料負担および奨学金受給状況等の学校種間比較 (日下田岳史)
- 第5章 延滞の発生と継続の状況 (島一則)
- 第6章 教育機会・教育費負担と所得階層の関連 (小林雅之・劉文君)
- 第7章 所得階層別学習費の分析 (山口晶子)
- 第8章 奨学金は誰が返済するか (王傑)
- 第9章 イギリスにおける学生支援の動向 (小林雅之・岩田弘三・劉文君)
- 第10章 中国における学生支援の動向 (王帥)
- 第11章 学生支援の新しい制度設計に向けて (小林雅之)